

2松管（教委学）第154号  
令和2年8月7日

松山市立各小中学校長 様

松山市教育委員会  
教育長 藤田 仁

### 教職員の新型コロナウイルス感染防止について（通知）

このことについて、首都圏への外出注意等については、令和2年7月2日付事務連絡でお知らせしたところですが、連日全国各地で新型コロナウイルスの感染が報告され、本市でも、2カ月の「感染なし」から一転し、7月25日以降、5事例15名の感染が確認されています。

については、教職員の新型コロナウイルス感染を防止するため、下記事項を徹底するよう貴校教職員に指導願います。

#### 記

#### 1 教職員の自宅待機等について

当分の間、「新型コロナウイルス感染者が多数発生している地域」を出張や私用で訪問した職員は、当該地域を出発した日の翌日から1週間自宅待機とする。

また、当該地域を出発した日の翌日から2週間は、体温測定、その他症状の有無を観察するなど体調管理に十分注意し、発熱等症状の有無について、毎日、各自別添①「健康観察記録票」を記入するとともに、発熱等症状の有無について校長に報告すること。

「新型コロナウイルス感染者が多数発生している地域」は1日の感染者100名以上又は人口10万人あたり感染者5人以上の地域(令和2年8月7日現在)

|                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------|
| 海外、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県 |
|-------------------------------------------------------------------------|

※今後の状況によって対象地域が変更された場合は、その都度連絡します。

#### 【留意事項】

##### ■自宅待機中のサービスの扱いについて

- ・自宅で職務に専念し研修内容や業務内容の確認ができる場合は、勤務場所を離れて行う研修とします。
- ・特別休暇（出勤困難）の取扱いは31松管(教委学)第395号で示したとおりです。

##### ■報告について

- ・該当する職員がいる場合は、その都度、速やかに別紙様式（別添②）により、学校教育課長宛（ミライムメール学校教育課Ⅰ 竹内扱い）に報告してください。

- ・毎日の健康状態を確認し、発熱など感染が心配される場合は、直ちに教職員担当室まで連絡してください。

■家族等が「新型コロナウイルスの感染者が多数発生している地域」から帰宅・帰省する場合

- ・別添③「感染者多数発生地域から帰宅した家族等がいる場合の家庭内での注意」に従い対応をしてください。なお、現段階では上記対応の対象外ですが、今後の市内の感染状況により、取扱いが変更となる場合があります。

■対象日について

- ・本通知日（令和2年8月7日）以後の訪問が対象となります。

■「新型コロナウイルス感染者が多数発生している地域」を経由した場合について

⇒上記地域を乗り継ぎなどで単に経由しただけの場合は、取扱いの対象外とします。

■今後の取扱いについて

⇒今後の感染状況等により取扱いが変更となる場合は、改めて連絡します。

## 2 職場・家庭での感染予防・対応について

- ・マスクの着用やうがい、手洗い、検温による体調管理、風邪症状時の自宅での休養など基本的な感染症予防策を徹底すること。
- ・家族等の感染が疑わしい時は、周囲への影響を考慮し、休暇の取得など出勤に注意すること。

## 3 職場に関連したクラスター発生の防止等について

職場に関連したクラスター発生を防止するため、次の別添文書により、適切に対応すること。

- ・別添④ 令和2年7月28日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」  
※文書中の「大人数」については、参加メンバーや会場の広さなどを考慮し判断ください。
- ・別添⑤ 令和2年7月31日 愛媛県知事発表  
「愛媛県内における新型コロナウイルス感染症の状況及びお願いについて」
- ・別添⑥ 令和2年8月5日 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
「新型コロナウイルス感染防止に係る夏休み・お盆時期の注意事項の周知について」

担当  
松山市教育委員会 学校教育課  
管理指導監 竹内圭一郎  
TEL 089-948-6933